

申告に必要なもの

●印鑑

●収入と経費が分かる資料

- 給与所得または年金所得のある人…給与、公的年金の源泉徴収票
- 事業所得（営業、農業）や不動産所得がある人…収入金額と必要経費をまとめたもの
- その他所得（一時所得、雑所得、配当所得など）がある人…その支払調書など

●各種所得控除を受けるための資料

- 医療費控除…支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの
- 社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除…支払った保険料の証明書や領収書
- 雑損控除、寄附金控除…領収書、証明書
- 障害者控除…障害者手帳などの証明書

※事業所得（営業・農業）がある人や医療費控除がある人は、事前に領収書などを整理・計算のうえ、申告してください。申告期間中、会場は大変混雑しますのでご理解とご協力をお願いします

申告相談日程表			
受付時間	対象地区（会場）		
9:00～16:00	津山地域	勝北地域・加茂地域	久米地域・阿波地域
2月16日(火)	城東・城南・中央（市役所2階大会議室）	大吉・大岩（勝北保健福祉センター）	里公文・里公文上（久米支所）
17日(水)	鶴城・城北・城西（市役所2階大会議室）	市場・奥津川（勝北保健福祉センター）	油木上・油木下・油木北（久米支所）
18日(木)	志戸部・勝部・初保（市役所2階大会議室）	西中・西下（勝北保健福祉センター）	八社・福田下・桑上（久米支所）
19日(金)	紫保井・大田・沼・弥生町（市役所2階大会議室）	新野東・西上（勝北保健福祉センター）	桑下・領家（久米支所）
20日(土)			
21日(日)	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）
22日(月)	川崎・野介代・福岡（市役所2階大会議室）	新野山形（勝北保健福祉センター）	戸脇・宮尾（久米支所）
23日(火)	北園町・山北（市役所2階大会議室）	上村・中村（勝北保健福祉センター）	中北上（久米支所）
24日(水)	総社・小原（市役所2階大会議室）	安井（勝北保健福祉センター）	宮部上・宮部下（久米支所）
25日(木)	二宮・院庄（市役所2階大会議室）	日本原・杉宮・原（勝北保健福祉センター）	久米川南（久米支所）
26日(金)	小田中・上河原（市役所2階大会議室）	坂上・上野田・下野田（勝北保健福祉センター）	中北下（久米支所）
27日(土)			
28日(日)	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）
3月1日(月)	高倉・河辺（市役所2階大会議室）	勝北地域全域（勝北保健福祉センター）	坪井上（久米支所）
2日(火)	佐良山・福南（市役所2階大会議室）	加茂町物見・加茂町河井・加茂町山下・加茂町知和（加茂支所）	坪井下（久米支所）
3日(水)	一宮・高田（市役所2階大会議室）	加茂町青柳・加茂町塔中・加茂町小中原（加茂支所）	南方中（久米支所）
4日(木)	林田・田邑（市役所2階大会議室）	加茂町鷹野谷・加茂町戸賀・加茂町黒木・加茂町倉見・加茂町宇野（加茂支所）	一色・神代（久米支所）
5日(金)	市内全域（市役所2階大会議室）	加茂町原口・加茂町行重・加茂町権井・加茂町百々（加茂支所）	久米地区全域（久米支所）
6日(土)			
7日(日)	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）
8日(月)	市内全域（市役所2階大会議室）	加茂町中原・加茂町成安（加茂支所）	下沢・西谷（阿波支所）
9日(火)	市内全域（市役所2階大会議室）	加茂町公郷（加茂支所）	大畑（阿波支所）
10日(水)	市内全域（市役所2階大会議室）	加茂町下津川・加茂町桑原・加茂町小淵（加茂支所）	中土居・大高下（阿波支所）
11日(木)	市内全域（市役所2階大会議室）	加茂地域全域（加茂支所）	尾所・大杉・竹之下（阿波支所）
12日(金)	市内全域（市役所2階大会議室） 神庭・成名・高野・滝尾・広野・大崎（高野公民館）	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）
13日(土)			
14日(日)	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）
15日(月)	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）	市内全域（市役所2階大会議室）

※申告期間中の日曜日は申告相談を受け付けています。ただし、土曜日は休みです
※高野公民館での申告相談は3月12日(金)のみ開催します

所得税と個人住民税の申告

申告期間：2月16日(火)～3月15日(月)

昨年（平成21年1月1日～12月31日）の所得を対象とした所得税と住民税（市県民税）の申告受付が始まります。所得が年末調整をした給与だけの人は申告不要ですが、その他の所得がある場合や各種控除を受けようとする場合は申告してください。

	個人住民税の申告	所得税の申告
	昨年の所得に対して、平成22年度の住民税を計算するためのものです。	昨年の所得に対する所得税を精算する大切な手続きです。
申告が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> ◎営業、農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で所得税がかからない人 ◎給与所得者（サラリーマン等）で給与支払報告書（源泉徴収票）が市役所へ提出されない人 ◎雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする人 	<ul style="list-style-type: none"> ◎所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人で・商業・工業・医業・農業などを営んでいる人・地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人 ◎給与所得者（サラリーマン等）で・給与等の収入金額が2,000万円を超える人・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える人・2カ所以上から給与をもらっている人 ◎所得税の還付を受けようとする人
会場	本庁舎、各支所、高野公民館で申告相談を行います。申告日・会場は住んでいる地域によって異なりますので、左ページの申告相談日程表で確認してください	津山税務署（田町） ※期間中の土・日曜日・祝日は休みです ※所得税の還付申告は1月から津山税務署で受け付けています
問	課税課（市役所2階4番窓口）☎32-2015	津山税務署☎22-3147

確定申告書の作成はインターネットで!!

確定申告



所得税・贈与税の申告・納税は
3月15日(月)まで

個人事業者の消費税・地方消費税の申告・納税は
3月31日(水)まで

e-Tax はメリットがたくさん



- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 添付書類の提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

納税には安心・便利な口座振替をご利用ください

【振替日】所得税：4月22日(木) 消費税：4月27日(火)

【津山税務署からのお知らせ】

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」をご利用いただくと、所得税の確定申告書や青色決算書などを作成することができます。

しかも、24時間ご利用いただけます。

《国税庁ホームページ》
<http://www.nta.go.jp>

※ご利用条件などの詳細は、画面にてご確認ください

問い合わせ先
津山税務署☎22-3147